

熊本博物館条例施行規則の一部改正について

熊本博物館条例施行規則の一部を次のように改正したいので、議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

熊本博物館条例施行規則の一部を改正する規則

熊本博物館条例施行規則（昭和41年教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「博物館本館」を「熊本博物館（以下「博物館」という。）」に改める。

第3条中「博物館本館」を「博物館」に改める。

第4条中「第2条第1項」を「第3条第1項」に、「及び同条第3項に規定する」を「、同条第3項の規定により特別展観覧料を納付する際に発行する特別展観覧券及び同条第5項の規定により入場料を納付する際に発行する」に、「様式第1号」を「別記様式」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第6条第1項中「入場者は、」を「博物館においては、」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 前各号に掲げるもののほか、博物館の管理上職員が必要と認めて指示する事項様式第1号を別記様式とし、次のように改める。

別記様式（第4条関係）

(1) 入場券

入場券
熊本博物館

(2) 入場券（団体）

入場券（団体）
熊本博物館

(3) プラネタリウム観覧券

プラネタリウム観覧券
投映時間（ 時）
熊本博物館

(4) プラネタリウム観覧券（団体）

プラネタリウム観覧券（団体）
投映時間（ 時）
熊本博物館

(5) 特別展観覧券

特別展観覧券
熊本博物館

(6) 年間入場券

年間入場券				
有効期限	年	月	日まで	発行番号
熊本博物館				
				氏名

様式第 2 号及び様式第 3 号を削る。

附 則

この規則は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

(提出理由)

熊本博物館条例（昭和 2 8 年条例第 6 1 号）の一部改正に伴い熊本博物館条例施行規則についても所要の改正を行う必要があることから、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和 2 7 年教委規則第 6 号）第 1 条第 8 号に基づき、議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本博物館条例施行規則（昭和41年教育委員会規則第7号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○熊本博物館条例施行規則〔博物館〕</p> <p style="text-align: right;">昭和41年6月11日 教委規則第7号</p> <p>改正 昭和42年 5月23日教委規則第2号</p> <p style="padding-left: 2em;">昭和45年 9月 7日教委規則第3号</p> <p style="padding-left: 2em;">昭和48年 5月 9日教委規則第7号</p> <p style="padding-left: 2em;">平成 5年 3月26日教委規則第4号</p> <p style="padding-left: 2em;">平成 7年 4月 1日教委規則第14号</p> <p style="padding-left: 2em;">平成 9年 4月 7日教委規則第7号</p> <p>平成11年 9月28日教委規則第26号</p> <p>平成12年 3月31日教委規則第15号</p> <p>平成13年 3月30日教委規則第11号</p> <p>平成14年 9月30日教委規則第13号</p> <p style="padding-left: 2em;">平成15年 3月27日教委規則第5号</p> <p style="padding-left: 2em;">平成15年 7月25日教委規則第9号</p> <p style="padding-left: 2em;">平成18年 2月23日教委規則第3号</p> <p style="padding-left: 2em;">平成19年 3月26日教委規則第4号</p> <p style="text-align: center;">（題名改称）</p> <p>平成20年 3月25日教委規則第10号</p> <p style="padding-left: 2em;">平成23年 4月26日教委規則第8号</p> <p style="padding-left: 2em;">平成24年 1月26日教委規則第5号</p>	<p>○熊本博物館条例施行規則〔博物館〕</p> <p style="text-align: right;">昭和41年6月11日 教委規則第7号</p> <p>改正 昭和42年 5月23日教委規則第2号</p> <p style="padding-left: 2em;">昭和45年 9月 7日教委規則第3号</p> <p style="padding-left: 2em;">昭和48年 5月 9日教委規則第7号</p> <p style="padding-left: 2em;">平成 5年 3月26日教委規則第4号</p> <p style="padding-left: 2em;">平成 7年 4月 1日教委規則第14号</p> <p style="padding-left: 2em;">平成 9年 4月 7日教委規則第7号</p> <p>平成11年 9月28日教委規則第26号</p> <p>平成12年 3月31日教委規則第15号</p> <p>平成13年 3月30日教委規則第11号</p> <p>平成14年 9月30日教委規則第13号</p> <p style="padding-left: 2em;">平成15年 3月27日教委規則第5号</p> <p style="padding-left: 2em;">平成15年 7月25日教委規則第9号</p> <p style="padding-left: 2em;">平成18年 2月23日教委規則第3号</p> <p style="padding-left: 2em;">平成19年 3月26日教委規則第4号</p> <p style="text-align: center;">（題名改称）</p> <p>平成20年 3月25日教委規則第10号</p> <p style="padding-left: 2em;">平成23年 4月26日教委規則第8号</p> <p style="padding-left: 2em;">平成24年 1月26日教委規則第5号</p>

平成26年3月27日教委規則第3号

平成27年3月20日教委規則第6号

平成28年4月4日教委規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本博物館条例(昭和28年条例第61号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平19教委規則4・全改)

(開館時間)

第2条 **熊本博物館(以下「博物館」という。)**の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会(以下「委員会」という。)が必要と認めるときは、臨時に変更することができる。

(平13教委規則11・平15教委規則9・一部改正、平19教委規則4・旧第5条繰上)

(休館日)

第3条 **博物館**の休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 月曜日(月曜日が休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

(平15教委規則9・全改、平18教委規則3・一部改正、平19教委規則4・旧第6条繰上・一部改正)

(入場券等)

第4条 条例**第3条第1項**の規定により入場料を納付する際に発行する入場券、同条第2項の規定によりプラネタリウム観覧料を納付する際に発行する

平成26年3月27日教委規則第3号

平成27年3月20日教委規則第6号

平成28年4月4日教委規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本博物館条例(昭和28年条例第61号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平19教委規則4・全改)

(開館時間)

第2条 **博物館本館**の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会(以下「委員会」という。)が必要と認めるときは、臨時に変更することができる。

(平13教委規則11・平15教委規則9・一部改正、平19教委規則4・旧第5条繰上)

(休館日)

第3条 **博物館本館**の休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 月曜日(月曜日が休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

(平15教委規則9・全改、平18教委規則3・一部改正、平19教委規則4・旧第6条繰上・一部改正)

(入場券等)

第4条 条例**第2条第1項**の規定により入場料を納付する際に発行する入場券、同条第2項の規定によりプラネタリウム観覧料を納付する際に発行する

プラネタリウム観覧券、同条第3項の規定により特別展観覧料を納付する際に発行する特別展観覧券及び同条第5項の規定により入場料を納付する際に発行する年間入場券は、別記様式に定めるとおりとする。

【削る】

【削る】

(入場者の制限)

第5条 次に掲げる者は、入場することができない。

- (1) 施設及び展示資料を汚損又は破損するおそれがあると認められる者
- (2) 他人に危害又は迷惑を及ぼすと認められる者若しくはそのおそれがある物品を携帯する者
- (3) 動物類（身体障害者補助犬を除く。）を同伴する者

(平5教委規則4・平14教委規則13・一部改正、平19教委規則4・旧第7条繰上・一部改正)

(遵守事項)

第6条 博物館においては、博物館職員の指示に従うほか、次の事項を守らなければならない。

- (1) 展示資料に手を触れないこと。
- (2) 指定された以外の場所で飲食及び喫煙しないこと。
- (3) 他の入場者に対し、観覧の妨げとなる行為をしないこと。

(4) 前各号に掲げるもののほか、博物館の管理上職員が必要と認めて指示する事項

2 前項の規定に違反し、職員の指示に従わない者は退場させることがある。

プラネタリウム観覧券_____及び同条第3項に
_____規定する年間入場券は、様式第1号に定めるとおりとする。

2 条例第3条第2項に規定する申請書は、様式第2号に定めるとおりとする。

3 委員会は、前項の申請書を審査し、熊本博物館特別展示室の使用を許可したときは、熊本博物館特別展示室使用許可書（様式第3号）を当該申請者に交付するものとする。

(平19教委規則4・追加)

(入場者の制限)

第5条 次に掲げる者は、入場することができない。

- (1) 施設及び展示資料を汚損又は破損するおそれがあると認められる者
- (2) 他人に危害又は迷惑を及ぼすと認められる者若しくはそのおそれがある物品を携帯する者
- (3) 動物類（身体障害者補助犬を除く。）を同伴する者

(平5教委規則4・平14教委規則13・一部改正、平19教委規則4・旧第7条繰上・一部改正)

(遵守事項)

第6条 入場者は、_____博物館職員の指示に従うほか、次の事項を守らなければならない。

- (1) 展示資料に手を触れないこと。
- (2) 指定された以外の場所で飲食及び喫煙しないこと。
- (3) 他の入場者に対し、観覧の妨げとなる行為をしないこと。

【新規】

2 前項の規定に違反し、職員の指示に従わない者は退場させることがある。

(平14教委規則13・一部改正、平19教委規則4・旧第8条繰上・一部改正)

(職員)

第7条 博物館に、館長、館長補佐及び学芸員を置く。

2 博物館に、館長、館長補佐及び学芸員のほか、非常勤の顧問その他必要な職員を置くことができる。

(平19教委規則4・追加、平23教委規則8・一部改正)

(専決)

第8条 館長は、熊本市教育委員会事務局事務専決規程(平成28年教育長訓令第2号。以下「事務局専決規程」という。)第4条に規定する課長共通専決事項を専決することができる。

2 主査は、事務局専決規程第8条に規定する事項を専決することができる。

(平19教委規則4・追加、平20教委規則10・平24教委規則5・平26教委規則3・平27教委規則6・平28教委規則5・一部改正)

第9条 事務局専決規程第9条の規定は、前条第1項の規定により専決する場合に準用する。

(平19教委規則4・追加、平20教委規則10・平26教委規則3・平27教委規則6・平28教委規則5・一部改正)

(代行)

第10条 館長補佐は、館長を補佐し、館長に事故があるとき、又は館長が欠けたときは、その職務を代行する。

(平19教委規則4・追加、平20教委規則10・平23教委規則8・一部改正)

(雑則)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(平14教委規則13・一部改正、平19教委規則4・旧第8条繰上・一部改正)

(職員)

第7条 博物館に、館長、館長補佐及び学芸員を置く。

2 博物館に、館長、館長補佐及び学芸員のほか、非常勤の顧問その他必要な職員を置くことができる。

(平19教委規則4・追加、平23教委規則8・一部改正)

(専決)

第8条 館長は、熊本市教育委員会事務局事務専決規程(平成28年教育長訓令第2号。以下「事務局専決規程」という。)第4条に規定する課長共通専決事項を専決することができる。

2 主査は、事務局専決規程第8条に規定する事項を専決することができる。

(平19教委規則4・追加、平20教委規則10・平24教委規則5・平26教委規則3・平27教委規則6・平28教委規則5・一部改正)

第9条 事務局専決規程第9条の規定は、前条第1項の規定により専決する場合に準用する。

(平19教委規則4・追加、平20教委規則10・平26教委規則3・平27教委規則6・平28教委規則5・一部改正)

(代行)

第10条 館長補佐は、館長を補佐し、館長に事故があるとき、又は館長が欠けたときは、その職務を代行する。

(平19教委規則4・追加、平20教委規則10・平23教委規則8・一部改正)

(雑則)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(平19教委規則4・追加)

附 則

この規則は、昭和41年7月1日から施行する。

附 則 (昭和45年9月7日教委規則第3号)

この規則は、昭和45年10月1日から施行する。

附 則 (昭和48年5月9日教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成5年3月26日教委規則第4号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年4月1日教委規則第14号) 抄

1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年4月7日教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年9月28日教委規則第26号)

この規則は、平成11年10月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日教委規則第15号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月30日教委規則第11号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年9月30日教委規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年3月27日教委規則第5号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年7月25日教委規則第9号)

(平19教委規則4・追加)

附 則

この規則は、昭和41年7月1日から施行する。

附 則 (昭和45年9月7日教委規則第3号)

この規則は、昭和45年10月1日から施行する。

附 則 (昭和48年5月9日教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成5年3月26日教委規則第4号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年4月1日教委規則第14号) 抄

1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年4月7日教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年9月28日教委規則第26号)

この規則は、平成11年10月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日教委規則第15号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月30日教委規則第11号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年9月30日教委規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年3月27日教委規則第5号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年7月25日教委規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年2月23日教委規則第3号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月26日教委規則第4号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月25日教委規則第10号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月26日教委規則第8号）

この規則は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年1月26日教委規則第5号）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月27日教委規則第3号）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月20日教委規則第6号）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月4日教委規則第5号）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年2月23日教委規則第3号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月26日教委規則第4号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月25日教委規則第10号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月26日教委規則第8号）

この規則は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年1月26日教委規則第5号）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月27日教委規則第3号）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月20日教委規則第6号）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月4日教委規則第5号）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

(1) 入場券

入場券
熊本博物館

(2) 入場券（団体）

入場券（団体）
熊本博物館

(3) プラネタリウム観覧券

プラネタリウム観覧券
放映時間（ 時） 熊本博物館

(4) プラネタリウム観覧券（団体）

プラネタリウム観覧券（団体）
放映時間（ 時） 熊本博物館

(5) 特別展観覧券

特別展観覧券
熊本博物館

様式第1号

入場券

入場券
熊本博物館

入場券（団体）

第 号	年 月 日		
団体名	様		
入場料	大人・高校生	240円	人 円
	中学生以下	80円	人 円
	合計		人 円

※ 本券の通用は当日限りとする。

熊本博物館
(係員 _____)

プラネタリウム観覧券

プラネタリウム _____
放映時間（ 時） 熊本博物館

プラネタリウム観覧券（団体）

第 号	年 月 日		
団体名	様		
観覧料	大人・高校生	160円	人 円
	中学生以下	80円	人 円
	合計		人 円

※ 本券の通用は当日1回限りとする。

熊本博物館
(係員 _____)

(6) 年間入場券

年間入場券				
有効期限	年	月	日まで	発行番号
熊本博物館				
氏 名				

年間入場券

年間入場券				
有効期限	年	月	日まで	発行番号
熊本博物館				
氏 名				

【削る】

様式第2号

様式第2号

年 月 日

熊本博物館特別展示室使用許可申請書

熊本市教育委員会 様
(熊本博物館)

申請者所在地(住所)
団体名(名称)
代表者(氏名) 印

特別展示室を使用したいので、計画書をそえて下記のとおり申請します。

記

行事または会議の名称

使用目的

使用期日及び期間 年 月 日 (曜) 午前・午後 時 分
~ 年 月 日 (曜) 午前・午後 時 分

付属設備

使用責任者 住所
氏名 電話

許可年月日	使用料金	4,000円×	回	円
減免の理由	取扱基準	5,000円×	回	円
	冷暖房使用料	700円×	回	円
	合 計			円

【削る】

様式第3号

様式第3号

熊博発第_____号
年____月____日

熊本博物館特別展示室使用許可書

様

熊本博物館長

下記のとおり許可します。

尚、使用に際しては、関係条例に基づく注意事項及び指示に従ってください。

記

行事または会場の名称

使用目的

使用期日及び期間 _____年 ____月 ____日(____曜) 午前・午後 ____時 ____分
~ _____年 ____月 ____日(____曜) 午前・午後 ____時 ____分

使用料金 _____ 有料 _____ 円 _____ 無料

使用上の注意事項

1. 使用者は、許可された場所以外には立ち入らないこと。
2. 机・椅子その他物品が必要な時は、事前に許可を得て使用すること。
3. 器物を破損した時は、実費補修をしなければならない。
4. 室内は禁煙とする。
5. 使用後は後始末を完了し、職員の間検を受けること。
6. 館内での飲食は原則として禁止。湯茶については、管理室の湯沸器を利用し、茶の葉及び接待要員は、使用者において準備すること。
7. 注意事項を守らない時は、途中で使用を禁止することがある。
8. 博物館には、荷物の積み下ろし以外駐車できない。(車椅子使用者を除く)

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。